

前沢スポーツセンター

使用区分				基本使用料		付加使用料	
				全面使用の場合	片面使用の場合		
体育館	貸切使用の場合（1時間までごとに）	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	300円	照明設備を使用するときは、1時間までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。 (1) 全面使用の場合 300円 (2) 片面使用の場合 150円	
			一般	600円	300円		
			その他の催しに使用する場合	1,200円	600円		
		入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	600円		300円
			一般	1,200円	600円		
			その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	1,800円		900円
営利を目的とする場合	6,000円	3,000円					
管理棟（1時間までごとに）			アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	150円		暖房を使用するときは、1時間までごとに、基本使用料の額の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を徴収する。	
			その他の催しに使用する場合	300円			

- 1 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 6 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。